

○農務省、厚生労働省、
○農林水産省、環境省、
○経済産業省、令第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十一條第二項第二号ハ及び第十三條第二項第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 山本 有二
経済産業大臣 世耕 弘成
環境大臣 山本 公一

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
農林水産省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号）（抄）

改正後		改正前	
別表第三（第十条関係）		別表第三（第十条関係）	
特定分別基準適合物	業種	特定分別基準適合物	業種
第四条第一号に規定する分別基準適合物	別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	第四条第一号に規定する分別基準適合物	別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種
別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	の二五	別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	の三〇
率	一〇〇分の〇〇	率	一〇〇分の五

別表第三の二(第十一条の三関係)

特定分別基準適合物	率
第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の三〇
第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の三〇

別表第三の二(第十一条の三関係)

特定分別基準適合物	率
第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の二五
第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の三〇

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。